ふるさと鹿屋ＰＲ業務委託　募集要項

１　業務内容

(1)　業 務 名　　ふるさと鹿屋ＰＲ業務委託

(2)　履行場所　　鹿屋市

(3)　履行期間　　契約締結日から令和４年３月 31 日（木）まで

(4)　概　　要　　ふるさと納税寄附者及び移住・定住検討者をターゲットとした本市の認知度向上に向けた広報 PR 活動（インターネット広告、SNS 広告、動画制作、食をテーマとした企画等）を実施する。

(5)　仕　　様　　別紙「ふるさと鹿屋ＰＲ業務委託」仕様書のとおり

(6)　事 業 費　　14,250,000 円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

２　提案者の資格要件

(1) 令和３・４・５年度鹿屋市入札参加資格者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項（同令第 167 条の 11 第１項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。

(3) 鹿屋市及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。

３　評価基準

別紙のとおり

４　事業スケジュール・事務手順

(1) 実施の公示	令和３年５月 18 日(火)
(2) 参加表明書 提出期限	５月 27 日(木)17 時
(3) 参加資格確認通知書 送付	５月 28 日(金)
(4) 参加要請書 送付	５月 28 日(金)
(5) 質問 受付期間	５月 28 日(金)～６月１日(火)17 時
(6) 質問 回答期限	６月４日(金)
(7) 企画提案必要書類 提出期限	６月 21 日(月)17 時
(8) 選定委員会(ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ)	６月 24 日(木)14 時～
(9) 審査結果通知	６月下旬
(10) 契約締結	７月上旬
(11) 業務完了(履行期限)	令和４年３月 31 日(木)

※日程については、発注者の都合で変更する場合がある。

５　参加表明手続

(1)　提出期限　　令和３年５月 27 日（木）17 時必着

(2)　提出書類　　参加を希望する者は、公募型プロポーザル方式参加表明書（様式１）に会社概要及び業務実績のわかる資料（任意様式）を添付して提出すること。

(3)　提出場所　　鹿屋市農林商工部ふるさとＰＲ課
〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番１号（電話 0994-45-6950／ＦＡＸ0994-31-1182）

(4)　提出方法　　持参又は郵送

６　提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

(1)　提出期限　　令和３年６月 21 日(月)17 時必着

(2)　提出書類
- 提案書（様式２）
- 企画提案書（10 部）
  １社１案とし、仕様書記載事項の実施内容や独自の提案等を記載
- 業務完了までのスケジュール（10 部）
- 業務実施体制（様式３）（10 部）
- 配置予定者調書（様式４）（10 部）
- 見積書（10 部）･･･ 仕様書を踏まえた積算内訳（消費税込）を記載
- 会社概要及び業務実績がわかる資料（10 部）

※　応募書類の規格は日本工業規格Ａ４版サイズを基本とする（資料については日本工業規格Ａ３版の折込も可とする。）。また、企画提案書については、10 ページ以内とする。

(3)　提出場所　　鹿屋市農林商工部ふるさとＰＲ課
〒893-8501 鹿屋市共栄町 20 番１号
（電話 0994-45-6950／ＦＡＸ0994-31-1182）

(4)　提出方法　　持参又は郵送（提出期限日 17 時必着）

７　留意事項

(1)　提出期限までに上記提出先に提出されなかった提案書等は、いかなる理由をもっても受理しない。

(2)　提出期限以降の提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

(3)　提出された提案書等は返却しない。

(4)　提案書等の作成及び提出に係る費用は、すべて提案者の負担とする。

(5)　提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。

８　質疑の受付・回答

質疑については、質問書（様式５）により電子メール（furusato-pr@city.kanoya.lg.jp）又は FAX（0994-31-1182）にて行うこととする。この場合、電話連絡で受信を確認すること。

(1)　受付期間　　令和３年５月 28 日（金）から令和３年６月１日（火）17 時まで

(2)　回答方法　　質問及び回答を取りまとめたうえで、令和３年５月 27 日（木）までに参加表明書を提出した者に電子メール又はＦＡＸにて回答する。

９　審査方法及び審査項目

(1)　選定委員会の設置（予定）

①　日　　時　　令和３年６月 24 日(木)14 時 00 分から

②　場　　所　　鹿屋市役所６階　601 会議室

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、オンライン開催の可能性もあります。その場合は別途通知します。

③　選定方法　「審査基準」に基づき、提出書類、プレゼンテーション（20 分以内）及び質疑応答（15 分以内）により行う。

※提案者が１者であっても、選定委員会で定めた合格点（６割以上）に達している場合は、本プロポーザルは成立するものとする。

(2)　審査項目

審査項目	全体に占める割合	審査基準
1　業務経歴	5/50	別紙１
2　業務実施体制	5/50	
3　企画提案書に対する評価	35/50	
4　見積価格	5/50	

10　受注候補者の特定

審査の結果、総合点数において最も高い評価点数を得た者について受注候補者としての適否について協議を行い、適当と認められた者を受注候補者として特定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は選定委員会において協議し特定する。

11　選定結果

選定結果については、速やかに全参加提案者に文書にて通知する。

12　契約の締結

審査結果により受注候補者として特定された者と協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の協議も含む。

ただし、契約締結が不調の場合、順位付けした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

13　提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(2)　会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合

(3)　審査の公平性を害する行為があった場合

(4)　前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

(5)　資格要件に虚偽があった場合

14　問合せ先

鹿屋市 農林商工部 ふるさとＰＲ課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番１号

電話 0994-45-6950／ＦＡＸ 0994-31-1182

メール furusato-pr@city.kanoya.lg.jp

別紙１　審査項目及び審査基準

審査項目		審査基準	審査配点
１　業務経歴		過去に同様の業務又は類似の実績があり、良好な実績をあげているか。	5
２ 業務実施体制		業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能であるか。	5
３ 提案内容	的 確 性	業務の目的及び内容について十分に理解した提案となっているか。	10
	独創性及び拡張性	自社の強みを十分に活用し、オリジナリティのある独自の提案となっているか。	10
		事業目的を十分に理解し、目的を達成するためのアイデアや取組となっているか。 ターゲット（時期、地域、客層等）は明確か。	10
	妥 当 性	実施スケジュールは現実的かつ実行可能なものとなっているか。	5
４ 見積価格		見積価格は、業務の内容に見合った適正なものであるか。	5
合　　計			50